

## 一部金融機関の窓口で 市税等の納付書の取り扱いが終了します

次の金融機関の窓口では、下野市が発行する市税等の納付書の取扱手数料無料での取り扱いを、3月31日(木)をもって終了します。

4月1日(金)以降にこれらの金融機関窓口で市税等を納付するには、別途、取扱手数料をご負担いただくことになります。

※手数料については各金融機関にお問い合わせください。

■**取り扱い終了の金融機関** 三井住友銀行 常陽銀行

### 市税等の納付方法

4月以降は、次の金融機関やコンビニ等をご利用ください。また、スマートフォン等からのクレジットカード納付やアプリ決済(PayPay)、口座振替(口座引落)もご利用いただけます。

※クレジットカードとアプリは店頭での納付には利用できません。

■**窓口納付取扱金融機関** 足利銀行 栃木銀行 みずほ銀行

足利小山信用金庫 宇都宮・小山農業協同組合

ゆうちょ銀行・郵便局(利用可能期限内に限る)

### 口座振替(口座引落)のご案内

三井住友銀行と常陽銀行を含め、上記の窓口納付取扱金融機関において、市税等の口座振替(口座引落)が利用できます。口座振替をご希望の方は、各金融機関の窓口でお手続きください。

■**必要なもの** 通帳印、口座振替依頼書(※)

※市内の金融機関は、各窓口を設置してあります。市外の金融機関をご利用の場合は、税務課までご連絡ください。

■**問い合わせ先** 税務課 ☎(32)8893

## 新型コロナの影響で 家計が急変した方へ

トピック  
2

新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や時短勤務などによる収入減少のため家計が急変した世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

支給には手続きが必要ですのでご注意ください。

■**対象者** 申請日に市に住民登録があり、令和3年1月以降の収入が減少して住民税非課税相当の収入となった世帯

例) 住民税非課税となる年間給与収入等の目安

単身の場合：93万円以下

配偶者・扶養親族(1名)扶養の場合：137.8万円以下

■**支給額** 1世帯あたり10万円

■**申請方法** 指定の申請書類を社会福祉課に提出

■**申請期限** 9月30日(金)

■**申し込み・問い合わせ先**  
社会福祉課 ☎(32)8899

## 高齢者と子育て世帯にデマンド交通「おでかけ号」の利用券を交付します

高齢の方や子育て世帯の外出を支援するため、デマンド交通利用券を交付します。

### 共通事項

■**利用券の有効期間**

4月1日(金)

～令和5年3月31日(金)

■**申請開始日** 3月15日(火)

※受付開始直後は窓口が混みます。ご了承ください。

※利用券は再交付することができませんので、大切に保管してください。

### 高齢の方

■**対象者** 令和5年3月31日までに満75歳以上になる方

■**交付枚数**

利用者1名につき10枚

■**交付方法** 郵送

※申請順に交付するため、4月以降の発送となる場合があります。利用予定日の1週間以上前にお手続きください。

### 申請方法

・令和3年度に申請した方には申請書を郵送します。同封の返信用封筒で返送してください。

・令和3年度に申請していない方は、身分証明書(年齢が確認できるもの)、デマンド交通利用登録証、印鑑を持って高齢福祉課にお越しください。

※代理申請の際は、代理者の印鑑もお持ちください。

■**問い合わせ先**

高齢福祉課 ☎(32)8904

### 子育て世帯

利用券は、未就学児の保護者(申請者または申請者と同一世帯の方)が未就学児とともにデマンド交通を利用する場合のみ使用することができます。

未就学児は乗車料金が無料ですが、乗車するには保護者の同伴が必要です。

### 対象者

次のすべてに該当する方

- ・市内に住所を有する方
- ・未就学児の保護者の方
- ・下野市デマンド交通の利用登録をしている方(未登録の場合は申請時に登録できます)

※デマンド交通の利用登録は、利用する方全員(未就学児を含む)分が必要です。

■**交付枚数** 1世帯に10枚

※複数の保護者が同時に乗車する場合は、人数分の利用券が必要です。

### 申請方法

- ・デマンド交通利用登録証(すでに利用登録している場合)を持ってこども福祉課にお越しください。
- ・利用券をその場で交付します。

■**問い合わせ先**

こども福祉課 ☎(32)8903